

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 1 月 8 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 7件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500415号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500059号

第1 結論

請求期間のうち、昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年6月から昭和55年3月まで
② 昭和56年4月から昭和57年3月まで

私が20歳になった昭和42年*月頃に、母が、A県B市役所C支所において国民年金の加入手続を行ってくれ、私が結婚するまでの国民年金保険料は、同じく母が、母自身の国民年金保険料と一緒に集金人に納付してくれており、妹が20歳になってからは、母が3人分の国民年金保険料を納付していた。

母は、私の国民年金保険料を20歳から結婚するまで納付し続けたと言っており、私も、母が集金人に国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

請求期間①及び②が未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月26日にB市において払い出されており、請求者の国民年金保険料の納付日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間②直前の昭和55年4月から昭和56年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みと記録されており、当該昭和55年度(12か月)の国民年金保険料は、前述の国民年金加入手続後に過年度納付されたものと考えられる。

さらに、請求期間②は12か月と短期間である上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②後の国民年金被保険者期間中の国民年金保険料を全て納付している。

加えて、請求期間②当時に請求者が居住していたB市の請求者に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないが、請求者が請求期間後に転居したD県E市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び同市のシステムの記録では、請求期間②は定額保険料の納付済期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、「20歳になった昭和42年*月頃に、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても同じく母が、母自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、前述のとおり、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和57年6月頃に行

われたものと推認でき、昭和 42 年*月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、当該加入手続時点(昭和 57 年 6 月頃)において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより B 市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間①は 12 年 10 か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者の母が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500484号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500061号

第1 結論

請求期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和47年12月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、次女が小学校2、3年生の頃に、友人(次女の同級生の母)が国民年金保険料を納付しているのを見て、私も国民年金に加入しようと思い、昭和36年4月頃に、A県B市役所C支所において国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に毎月、納付していた。

また、長女及び次女については、それぞれ20歳になると国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は私が一緒に集金人に納付していた。

私、長女及び次女の年金記録が漏れていることを不審に思っており、請求期間①は国民年金の未加入期間、また、請求期間②は前後の期間と同様に納付したはずであるのに、請求期間②のみが国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、昭和48年1月に国民年金に任意加入するとともに付加保険料の納付申出を行い、同年1月から、60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまでの期間において、請求期間②を除き付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付している。

また、B市の国民年金保険料検認一覧表を見ると、請求者は、請求期間②前後の期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて現年度納付していることが確認できることから、3か月と短期間である請求期間②について、前後の期間と同様に、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求者は、昭和48年1月27日に国民年金に任意加入し、同年1月に付加保険料の納付申出を行ったことが記録されており、当該記録は前述のオンライン記録と一致している上、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、同年2月8日にB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、加入手続時期について請求者の主張と符合しない。

また、請求期間①当時、請求者の夫は被用者年金制度の被保険者であることから、請求者は、国民年金の任意加入対象者となり、遡って国民年金に加入し国民年金保険料を納付することができないところ、前述のとおり、請求者は、昭和48年1月27日に国民年金に任意加入していることから、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間①は11年9か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録の全てが欠落したとは考え難い上、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500215号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500178号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和45年10月21日)及び資格取得年月日(昭和48年6月30日)の記録を取り消し、昭和45年10月から昭和48年5月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和45年10月21日から昭和48年6月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月21日から昭和48年6月30日まで

A社に昭和45年8月1日から昭和48年8月末まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、その途中の昭和45年10月21日から昭和48年6月30日までの記録が無い。請求期間も同社に継続して勤務し、途中で休職したこともないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社で昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月21日に同資格を喪失後、昭和48年6月30日に同社において同資格を再取得しており、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

しかしながら、A社の元同僚の陳述、同社の元請事業所の従業員の陳述及び請求期間に係る請求者の具体的な記憶から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたと推認できる。

また、日本年金機構が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、請求者は、昭和45年8月1日に被保険者資格を取得し、その際に新しい被保険者記号番号が払い出されているところ、当該記号番号は、昭和46年2月に、同社からの届出により、請求者が以前から使用していた記号番号が判明したため取り消されており、以前から使用していた番号に訂正されている。

さらに、当該被保険者名簿には、昭和47年4月に、A社から請求者の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返却されたことを示す記載が確認できるが、請求者の資格喪失年月日は、前述の新しい記号番号が取り消された昭和46年2月をさらに遡る昭和45年10月21日と記録されており、このことについて、日本年金機構B事務センターは、「遡及して資格喪失届が事業所より提出されたと思われる。」旨回答している。

加えて、当該被保険者名簿を見ると、請求者のほか二人についても、請求者と同様に健康保険被保険者証が昭和47年4月にA社から社会保険事務所に返納された記載があるにもかかわらず、資格喪失年月日は、請求者と同日の昭和45年10月21日と記載されている。

また、当該被保険者名簿を見ると、請求者は、昭和48年6月30日にA社で厚生年金保険被保険者資格を再取得しているところ、当該取得時の被保険者記号番号は、前述の昭和46年2

月に取り消された番号が記載されており、被保険者名簿のこれらの記載内容は、事務処理上不自然な記録であると言わざるを得ない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 45 年 10 月 21 日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 48 年 6 月 30 日に同資格を再取得した旨の処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は無く、当該被保険者資格の喪失及び取得に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の A 社における資格喪失年月日（昭和 45 年 10 月 21 日）及び資格取得年月日（昭和 48 年 6 月 30 日）の記録を取り消すことが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 45 年 9 月の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500662号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500179号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年9月29日から同年10月1日に訂正し、昭和53年9月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和53年9月29日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和53年9月29日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月29日から同年10月1日まで

A社に昭和53年4月に入社し、同社本店で6か月間の現場研修を受けた後、同年10月1日に同社C営業所に配属となったが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、同社から提出された請求者に係る社員カード及び同社の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和53年10月1日にA社から同社C営業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和53年8月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500732号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500182号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月4日は25万円、同年12月8日は28万円、平成19年8月3日は22万円、同年12月7日は19万6,000円、平成20年8月1日は16万6,000円、同年12月8日は12万円、平成21年12月14日は10万円、平成22年12月14日は6万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月4日、同年12月8日、平成19年8月3日、同年12月7日、平成20年8月1日、同年12月8日、平成21年12月14日及び平成22年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月4日、同年12月8日、平成19年8月3日、同年12月7日、平成20年8月1日、同年12月8日、平成21年12月14日及び平成22年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成19年12月7日、平成20年8月1日及び平成22年12月14日の標準賞与額を平成19年12月7日は20万円、平成20年8月1日は16万9,000円、平成22年12月14日は7万円に訂正することが必要である。

なお、平成19年12月7日、平成20年8月1日及び平成22年12月14日の当該訂正後の標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月4日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月7日
⑤ 平成20年8月1日
⑥ 平成20年12月8日
⑦ 平成21年12月14日
⑧ 平成22年12月14日

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせが年金事務所から届いたことにより、私についても、請求期間①から⑧までの各期間において、同社から支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①から⑧までの各期間の賞与を事実即した年金記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までの各期間について、A社から提出された所得税源泉徴収簿（給与台帳）及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿（給与台帳）及び同僚の賞与明細書により、確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月4日は25万円、同年12月8日は28万円、平成19年8月3日は22万円、同年12月7日は19万6,000円、平成20年8月1日は16万6,000円、同年12月8日は12万円、平成21年12月14日は10万円、平成22年12月14日は6万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、請求期間④、⑤及び⑧について、前述の所得税源泉徴収簿（給与台帳）により、請求者がA社から支払を受けていた賞与額に見合う標準賞与額は、当該賞与から源泉控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額より高いことが確認できる。

したがって、請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月7日は20万円、平成20年8月1日は16万9,000円、平成22年12月14日は7万円に訂正することが妥当である。

なお、当該訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500642号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500183号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月4日及び同年12月8日は13万円、平成19年8月3日は11万円、同年12月7日は10万円、平成20年8月1日は7万円、同年12月8日は8万円、平成21年12月14日、平成22年8月6日、同年12月14日、平成23年8月5日及び同年12月9日は10万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月4日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月7日
⑤ 平成20年8月1日
⑥ 平成20年12月8日
⑦ 平成21年12月14日
⑧ 平成22年8月6日
⑨ 平成22年12月14日
⑩ 平成23年8月5日
⑪ 平成23年12月9日

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせが年金事務所から届き、自身の記録を確認したところ、請求期間の賞与の記録が無い。

私も請求期間について、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間①から⑪までの各期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象としない旨規定されているところ、請求者は、「請求期間当時、経理や総務の仕事を担当し、給与計算や社会保険の届出事務も行っていた。請求期間の賞与に係る届出は、うっかりというか会社の資金繰りの件もあり行っていない。また、従業員の賞与から預かった請求期間に係る厚生年金保険料は、決算時に益金として処理をしたので、保険料は社会保険事務所等に納付していない。」旨陳述している。

また、A社は、「請求者は、当社の経理や総務の事務担当者として、給与計算や社会保険届出事務を担当していた。」旨回答しているところ、同社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員も、「請求者は、経理担当者として給与計算や社会保険の届出事務も担当していた。」旨陳述している。

これらのことから総合的に判断すると、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間について、請求者が賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたとしても、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

しかしながら、前述のとおり、請求者は、A社から提出された所得税源泉徴収簿（給与台帳）により、請求期間①から⑩までの各期間において、同社から賞与の支給を受けていたことが認められる。

したがって、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできないものの、請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成18年8月4日及び同年12月8日は13万円、平成19年8月3日は11万円、同年12月7日は10万円、平成20年8月1日は7万円、同年12月8日は8万円、平成21年12月14日、平成22年8月6日、同年12月14日、平成23年8月5日及び同年12月9日は10万円に訂正することが妥当である。

なお、当該訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500575号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500184号

第1 結論

請求者のA社における平成13年3月1日から平成25年6月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。

平成13年3月から平成23年1月までは15万円を18万円、同年2月は15万円を16万円、同年3月から平成24年8月までは15万円を18万円、同年9月から平成25年5月までは15万円を17万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年3月から平成25年5月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月1日から平成25年6月26日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与支給額よりも低い額となっている。

請求期間について、給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成13年3月から平成23年1月までは18万円、同年2月は16万円、同年3月から平成24年8月までは18万円、同年9月から平成25年5月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は得られないが、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書から確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、年金事務所から提出された請求者の平成17年から平成24年までの各年に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致することから、事業主は、オンライ

ン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500622号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500185号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年5月30日から同年9月1日に訂正し、昭和37年5月から同年8月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和37年5月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和37年5月30日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年5月30日から同年9月1日まで

請求期間は、A社B支店から同社C支店に転勤した時期であり、同社に継続して勤務し、給与が支給されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社において雇用保険記録が有る複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同支店は、昭和37年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、複数の元同僚は、「請求期間当時、A社C支店に勤務していた従業員は、同社(本社)で厚生年金保険に加入しており、社会保険及び給与計算事務についても、全て同社(本社)で行っていた。」旨陳述している。

さらに、請求者と一緒にA社C支店に転勤し、請求期間に同支店に勤務していたとする元同僚のほか、請求期間以前から同支店に勤務していたとする複数の元同僚は、「請求期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同じ業務に従事していた請求者についても、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年9月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、直前の期間と異なる額の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難いことから、同年4月の厚生年金保険の記録により、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間当時の資料は保管しておらず、当時の状況は不明であるとしており、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年9月1日とする届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500753号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500186号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年5月30日から同年9月1日に訂正し、昭和37年5月から同年8月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和37年5月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和37年5月30日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年5月30日から同年9月1日まで

A社に入社し、同社B支店に配属されて以降、請求期間も同支店に継続して勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間も給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険記録、複数の元同僚の陳述等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同支店は、昭和37年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、複数の元同僚は、「請求期間当時、A社B支店に勤務していた従業員は、同社(本社)で厚生年金保険に加入しており、社会保険及び給与計算事務についても、全て同社(本社)で行っていた。」旨陳述している。

さらに、請求期間前後を通じてA社B支店に勤務していたとする元同僚は、「請求期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同じ業務に従事していた請求者についても、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年9月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、直前の期間と異なる額の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難いことから、同年4月の厚生年金保険の記録により、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間当時の資料は保管しておらず、当時の状況は不明であるとしており、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年9月1日とする届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500483号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500060号

第1 結論

昭和48年8月から昭和58年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年8月から昭和58年6月まで

母は、私と姉については20歳になったら国民年金に加入させないといけないと思っていたので、私が20歳になった昭和48年*月頃に、A県B市役所C支所だったと思うが、母と一緒に出向いて、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、母が、自宅に来ていた集金人に母自身と姉の分を含めた三人分を納付してくれており、母が集金人に納付したところを見た記憶がある。

母は昭和36年4月から、私と姉は、それぞれ20歳から国民年金保険料を納付していたので、三人共に加入当初からの国民年金保険料の納付記録が無いことはあり得ない上、請求期間について、母の納付記録は有るので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和48年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和59年11月15日にB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、加入手続時期について請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者が最初に国民年金被保険者となった日として記録されている昭和50年3月20日は、昭和59年11月14日に遡って入力処理されており、前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は同年11月15日に払い出されているところ、当該月の時点において、請求期間のうち、昭和48年8月から昭和57年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の昭和58年7月から昭和59年3月までの期間の国民年金保険料を、昭和60年8月29日に過年度納付していることが確認できるところ、当該過年度納付日の時点では、請求期間全ての国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求期間は9年11か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録の全てが欠落したとは考え難い上、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500558号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500062号

第1 結論

昭和45年3月から昭和50年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年3月から昭和50年12月まで

国民年金の加入手続について、詳しい時期は覚えていないが、私が25歳になった昭和50年頃に、A県B市C区役所からはがき又は封書のようなものが届いたので、同区役所に出向いたところ、窓口の職員に20歳からの5年分の国民年金保険料を納付するように言われ、加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、加入手続の数日後だったと思うが、C区役所の窓口において、金額は覚えていないが5年分の国民年金保険料をまとめて納付し、領収証書と年金手帳を受け取った。

また、その後の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、銀行において1年分をまとめて納付していたと思う。

受け取った領収証書と年金手帳はいずれも無くしてしまったが、当時の区役所窓口の職員とのやり取りや国民年金保険料を納付したことは覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年頃に、B市C区役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月1日に同市D地区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年3月頃に同市D地区において行われたと推認でき、加入手続時期及び加入手続場所について請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、「C区役所の窓口の職員から、20歳からの5年分の国民年金保険料を納付するように言われた。」旨主張しているが、国民年金法において、国民年金保険料の納付時効は2年と定められており、前述の加入手続時点(昭和53年3月頃)において、請求期間は、既に時効期限を経過している上、時効期限経過後の国民年金保険料を納付することができた特例納付制度は実施されていないことから、請求期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、請求者が主張するB市C区における国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定

申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500581号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500063号

第1 結論

昭和48年10月から同年12月までの請求期間、昭和54年4月から昭和57年6月までの請求期間、昭和63年4月から平成元年3月までの請求期間及び同年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和54年4月から昭和57年6月まで
③ 昭和63年4月から平成元年3月まで
④ 平成元年4月から平成4年3月まで

国民年金の加入について、夫(訂正請求記録の対象者)が昭和42年12月に会社を退職したため、私(請求者)が夫婦二人の加入を行った。

請求期間①から④までの国民年金保険料について、私が、定期的にA県B市C区役所(現在は、B市D地区)及び金融機関の窓口において、夫婦二人分を納付していた。

請求期間①は、未納と記録されているが国民年金保険料を納付している。請求期間②は、一緒に納付した私が納付済みとなっており、また、請求期間③及び④は、昭和44年生まれの子供が18歳になったので免除申請ができないと思い、免除申請手続きを行わずに国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの国民年金保険料について、定期的に夫婦二人分を納付したと陳述している。

しかしながら、請求期間①について、請求者が一緒に国民年金保険料を納付したとする訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によると、請求者と同様に、請求期間①は未納であることが確認できる。

また、請求者に係る特殊台帳によると、請求期間①直後の昭和49年1月から同年3月までの未納期間について、昭和51年度に催告を受け、同じく未納期間であった昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を合わせて昭和51年10月に過年度納付していることが確認できる。このことは、定期的に国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符合しない上、当該過年度納付時点において、請求期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者に係るB市D地区の国民年金被保険者名簿(以

下「被保険者名簿」という。)を見ると、申請免除期間と記録されており、訂正請求記録の対象者に係る特殊台帳の記録と一致している上、請求期間②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

また、請求期間②は3年であり、区役所及び金融機関において国民年金保険料を納付したとする記録が複数年度にわたって全て欠落することは考え難い。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者に係るB市D地区の被保険者名簿を見ると、昭和63年度の免除申請が却下された旨が記録されており、当該期間当時、国民年金保険料の免除申請は行わなかったとする陳述と符合しない。

また、請求者は、請求期間③の国民年金保険料についても、定期的に夫婦二人分を納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者及び訂正請求記録の対象者に対して平成2年9月10日に過年度納付書が発行されており、当該時点において、請求期間③の一部が未納期間であったことが確認できる。

請求期間④について、オンライン記録によると、請求者及び訂正請求記録の対象者は共に申請免除期間と記録されている上、訂正請求記録の対象者に係るB市D地区の被保険者名簿においても、当該期間は申請免除期間と記録されている。このことは、当該期間当時、国民年金保険料の免除申請は行わず、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする陳述と符合しない。

また、請求期間④は3年、連続する請求期間③を合わせると4年であり、区役所及び金融機関において国民年金保険料を納付したとする記録が複数年度にわたって全て欠落することは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500582号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500064号

第1 結論

昭和48年10月から同年12月までの請求期間、昭和63年4月から平成元年3月までの請求期間及び同年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで
③ 平成元年4月から平成4年3月まで

国民年金の加入について、夫が昭和42年12月に会社を退職したため、私が夫婦二人の加入手続を行った。

請求期間①から③までの国民年金保険料について、私が、定期的にA県B市C区役所(現在は、B市D地区)及び金融機関の窓口において、夫婦二人分を納付していた。

請求期間①は、未納と記録されているが国民年金保険料を納付している。また、請求期間②及び③は、昭和44年生まれの子供が18歳になったので免除申請ができないと思い、免除申請手続を行わずに国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から③までの国民年金保険料について、定期的に夫婦二人分を納付したと陳述している。

しかしながら、請求期間①について、請求者が一緒に国民年金保険料を納付したとする請求者の夫に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によると、請求者と同様に、請求期間①は未納であることが確認できる。

また、請求者に係る特殊台帳によると、請求期間①直後の昭和49年1月から同年3月までの未納期間について、昭和51年度に催告を受け、同じく未納期間であった昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を合わせて昭和51年10月に過年度納付していることが確認できる。このことは、定期的に国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符合しない上、当該過年度納付時点において、請求期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

請求期間②について、請求者の夫に係るB市D地区の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、昭和63年度の免除申請が却下された旨が記録されており、当該期間当時、国民年金保険料の免除申請は行わなかったとする陳述と符合しない。

また、請求者は、請求期間②の国民年金保険料についても、定期的に夫婦二人分を納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者及びその夫に対して平成2年9月10日に過年度納付書が発行されており、当該時点において、請求期間②の一部が未納期間であったことが確認できる。

請求期間③について、オンライン記録によると、請求者及びその夫は共に申請免除期間と記録されている上、請求者の夫に係るB市D地区の被保険者名簿においても、当該期間は申請免除期間と記録されている。このことは、当該期間当時、国民年金保険料の免除申請は行わず、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする陳述と符合しない。

また、請求期間③は3年、連続する請求期間②を合わせると4年であり、区役所及び金融機関において国民年金保険料を納付したとする記録が複数年度にわたって全て欠落することは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500486号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500065号

第1 結論

昭和37年1月から昭和40年3月までのうち未納となっている請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年1月から昭和40年3月までのうち未納となっている期間

私は、昭和40年1月頃、自宅に来たA県B市C区役所の職員から、国民年金に加入するよう勧められ、その場で、夫婦共に国民年金に加入した。

国民年金保険料については、前述の職員から3年分遡って納付できると聞いたので、私は昭和37年1月から昭和39年12月までの3年分、妻は昭和38年1月から昭和39年12月までの2年分を、加入手続き時に遡って納付した。また、当該職員から領収証書を受け取ったが、現在は残っていない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和40年1月頃、自宅に来たB市C区の職員に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、当該手続き時に、請求者は昭和37年1月から昭和39年12月までの3年分、請求者の妻は昭和38年1月から昭和39年12月までの2年分の国民年金保険料を遡って納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、B市C区において請求者の妻と連番で払い出されており、請求者の妻に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和41年11月17日を最初の国民年金保険料の納付日として、昭和39年10月から昭和41年10月までの国民年金保険料が納付されているほか、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者に係る国民年金保険料の納付日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは、昭和41年11月頃に行われたものと推認でき、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、請求者の陳述を踏まえると、請求期間のうち、一部の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)として納付することになるところ、国民年金法では、市町村が収納することができた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料として遡って納付することができる期間は2年間と規定されていることから、請求者の陳述は制度上の取扱いとも符合しない上、前述の推認した加入手続き時点(昭和41年11月頃)では、請求期間のうち、昭和37年1月から昭和39年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となることから、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市C区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

なお、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることについて、請求者は、「妻の国民

年金の記録と厚生年金保険の記録が重複していたため、平成7年8月22日に国民年金の記録を訂正した。」旨の説明を社会保険事務所（当時）から受けたが、この訂正の際に、私の請求期間の国民年金保険料の納付記録が未納にされたと陳述している。しかし、平成7年には、既に社会保険オンラインシステムが導入されており、国民年金被保険者の資格記録及び国民年金保険料の納付記録について訂正及び取消し等が行われた場合は履歴が記録されるようになっているが、請求者に係るオンライン記録において、請求者が陳述するような履歴は確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500557号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500066号

第1 結論

昭和62年5月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年5月から平成2年3月まで

昭和62年5月頃、父は、当時学生であった私の将来を考え、母に国民年金の加入手続を行うよう依頼し、母がA県B町役場において手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、当時、私と妹が学生だったので生活費のやり繰りが苦しく、月々納付することができなかつたので、母が、父のボーナス支給月にC金融機関の父名義の預金口座から数十万円を引き出してまとめて納付してくれた。母は、国民年金保険料を納付したのが1回だったのか、複数回だったのか覚えていないが、納付場所は、B町役場の窓口か、同役場内にあったD金融機関だったと思うと言っていた。

請求期間の国民年金保険料を母が納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間当時は学生であったが、昭和62年5月頃に、母が国民年金の加入手続を行い、父の賞与が支給された月に、母が請求期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。」と陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるころ、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により確認できる同番号前後の国民年金被保険者に係る資格取得の入力日及び国民年金保険料の納付日から判断すると、平成7年4月にB町において払い出されたものと推認でき、請求者の陳述と符合しない上、請求者に係る最初の国民年金被保険者資格の取得日は平成7年4月1日(入力処理日は、平成7年5月12日)と記録されており、これ以前に国民年金被保険者であった記録が確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の当時の住所地であるB町に係る記録の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間において国民年金の加入記録は無く、請求者に係る最初の国民年金被保険者資格の取得日は、オンライン記録と同様に平成7年4月1日と記録されている。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者から明確な陳述が得られない上、これらを行ったとする請求者の母及び当時

の同居家族について、請求者は「家族には聞かないでほしい。」と陳述していることから、請求期間当時の具体的な状況は不明である。

このほか、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500631号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500067号

第1 結論

昭和50年7月から昭和54年8月までの請求期間、昭和55年6月から昭和57年9月までの請求期間及び同年10月から昭和59年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年7月から昭和54年8月まで
② 昭和55年6月から昭和57年9月まで
③ 昭和57年10月から昭和59年12月まで

私は、父の医院を手伝っていたので、私の国民年金の加入手続及び20歳になった昭和50年*月からの国民年保険料の納付は、父が行ってくれていた。

また、昭和57年10月に結婚してA県B市に転居したが、結婚後も昭和59年12月までは医院の診療報酬請求事務などを手伝っていたので、その間の国民年金保険料についても、父が実家のC県D市E地区において納付してくれていた。

両親は既に他界しており、実家も壊したので証拠となる領収証書などは残っていないが、父の名誉のためにも、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から③までの国民年金保険料は、請求者の父が、D市E地区において納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月1日の制度改正に基づき提出された第3号被保険者に係る届出を受けて払い出されており、オンライン記録によると、請求者の請求期間①から③までに係る国民年金被保険者資格の記録は、同年4月1日付け第3号被保険者資格の取得記録とともに同年9月26日に入力処理されている。この場合、請求者は当該時点まで国民年金に加入していないことから、請求者の父が、請求期間①から③までの国民年金保険料を現年度納付することはできない上、当該時点では、請求期間①及び②並びに請求期間③のうち大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間③について、改製原戸籍の附票を見ると、請求者は、昭和57年10月にD市E地区からB市に転居しているところ、当該期間当時の国民年金法において、国民年金保険料は住民票のある市区町村において徴収することとされており、このことは請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間①から③までの国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当該期間当時の住所地であるD市E地区及びB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間①から③までの国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとされる請求者の父は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない上、請求者の父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500577号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500180号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和18年10月16日から昭和19年10月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

しかし、夫は、昭和12年にC社(現在は、D社)のE事業所に入社し、当該事業所がA社に売却されたが、売却後の請求期間においても、同社B事業所に引き続き勤務した後、昭和19年にC社のF事業所に再入社した。

夫が保管していたA社B事業所の辞令により、夫が請求期間において当該B事業所に勤務していたことが確認できるので、請求期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社B事業所名の昭和18年11月21日付け辞令により、訂正請求記録の対象者が、当該発令日において、同社B事業所の雇員となったことが確認できる一方、訂正請求記録の対象者が同社B事業所の次に勤務したD社(当時は、C社)から提出された、同社作成の「被保険者名簿」に記されている訂正請求記録の対象者に係る被保険者資格取得日が昭和19年3月15日となっていることから判断すると、訂正請求記録の対象者がA社B事業所に勤務していた期間は、C社E事業所における被保険者資格喪失日である昭和18年10月16日から同社F事業所における被保険資格取得日である昭和19年3月15日までの期間であったと考えられる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時の資料が現存しないため、訂正請求記録の対象者に係る勤務状況、労働者年金保険の加入状況及び保険料控除の状況は不明である。また、請求期間当時の資料が無く、雇員が労働者年金保険の加入対象者であったか否かは不明である。」旨回答している。

また、A社B事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録が有り所在が判明した者に事情照会し、7人から回答を得たが、当該回答から、同社B事業所における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認することはできなかった。

なお、前述のとおり、請求期間のうち昭和19年3月15日以降は、訂正請求記録の対象者が

C社F事業所に勤務していたと考えられるところ、同社F事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿における訂正請求記録の対象者の被保険者資格取得日が同年6月1日であること、及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、訂正請求記録の対象者の記号番号欄には、労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正された際に新たに強制被保険者とされた者であることを示す「改」の表示がされていることから、訂正請求記録の対象者は、同社のF事業所に勤務していた期間のうち、前述の同年3月15日から前述の法改正に伴う被保険者資格取得日である同年6月1日（保険料徴収は昭和19年10月1日から）までの期間については、健康保険の被保険者であったものの、労働者年金保険の被保険者ではなかったと考えるのが妥当である。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び労働者年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が労働者年金保険の被保険者として、請求期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500618号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500181号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。
B社(現在は、C社)における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日及び標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年2月1日から昭和54年2月1日まで
② 昭和54年3月20日から同年8月20日まで
③ 昭和54年8月20日から昭和55年8月21日まで

請求期間①について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低い記録となっている。

請求期間②及び③について、B社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、私が記憶している入社日(昭和54年3月20日頃)と相違している上、標準報酬月額についても、実際の給与額よりも低く記録されている。

請求期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者資格取得日及び標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社のD支店に勤務し、毎月12万円の給与の支払を受け、当該給与から7,000円程度の保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社における請求者の被保険者資格取得時の標準報酬月額について、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には6万円と記されているところ、当該記載の標準報酬月額6万円は、同社から提出された請求者に係る採用簿に記されている給与額及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、請求者は、「給与から毎月7,000円程度の保険料が控除されていたが、当該控除額は、厚生年金保険料のみか健康保険料を含むものか分からない。」旨陳述しているところ、当該7,000円の保険料額は、法定保険料率に基づく厚生年金保険料のみの額又は健康保険料との合計額のいずれの場合でも、報酬月額12万円に見合う標準報酬月額に基づく保険料控除額とは一致しない。

さらに、A社は、「提出した採用簿以外に請求期間①当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、請求者が主張する給与額の支払及び届出、当該給与額に見合う厚生年金保険料の控除については、いずれも不明である。」旨回答している。

このほか、請求期間①における請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②及び③について、請求者は、A社を退職して間もない昭和54年3月頃にB社に入社し、退職するまで毎月14万円の給与の支払を受け、当該給与から7,000円程度の保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、C社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、資格取得日について昭和54年8月20日、標準報酬月額について9万8,000円と記されており、当該記載内容は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の記録とそれぞれ一致している。

また、請求者は、「B社には昭和54年3月頃に入社した。」旨陳述しているが、雇用保険の記録によると、請求者は、A社を退職後の請求期間②中の昭和54年4月4日に求職申込みを行い、同年5月11日から同年8月8日までの期間について失業給付の基本手当を受給し、同年8月20日にB社に就職したことが確認できるところ、雇用保険の記録における当該就職日は、前述の同社に係る被保険者名簿における請求者の資格取得日（昭和54年8月20日）と同日であり、当該双方の記録は一致している。

さらに、請求者は、「給与から毎月7,000円程度の保険料が控除されていた。」旨陳述しているところ、当該控除額は、B社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の控除合計額にほぼ符合しており、請求者が主張する報酬月額14万円に見合う標準報酬月額に基づく保険料控除額とは一致しない。

加えて、C社は、「提出した資料以外に請求者に係る賃金台帳等の資料は保管していないが、提出した健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書のとおり届出しており、請求者の請求どおりの資格取得日及び報酬月額は届出していない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②及び③における勤務実態、給与支給額及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び③について、請求者がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、請求期間②について、請求者が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。